

## 東京都児童福祉審議会 第6回専門部会 議事録

1 日時 令和8年5月25日（火曜日）18時00分～20時04分

2 場所 都庁第一本庁舎 42階北側 特別会議室A

3 次第

（開会）

1 議事

（1） 今後の検討事項・スケジュールについて

（2） フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的運営について

（3） 里親・ファミリーホームと施設・社会福祉法人等との連携について

（4） 家庭養育推進に向けた施策・具体的取組について

2 今後の予定等

（閉会）

4 出席委員

横堀部会長、新保副部会長、大竹委員、岩田委員、牛島委員、慶野委員、四条委員、高橋委員、長田委員、林委員（オンライン出席）、堀口委員、渡辺委員

5 配布資料

資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿

資料2 専門部会 今後の検討事項・スケジュール（案）

資料3 フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的運営

資料4 里親・ファミリーホームと施設・社会福祉法人等との連携

資料5 家庭養育推進に向けた施策・具体的取組

参考資料1 東京都社会的養育推進計画

参考資料2 里親等委託の推進について（中間報告）

参考資料3 里親等委託の推進について（中間報告の概要）

参考資料4 里親等委託関係統計

参考資料5 令和8年度東京都予算 里親関係の主な事項

## 開 会

○育成支援課長 お待たせしました。本日はお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。私は、事務局の書記を引き続き担当させていただきます福祉局子供・子育て支援部育成支援課長の六串でございます。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の方の出席状況についてご報告をさせていただきます。本日、中村委員からご欠席のご連絡をいただいております。そのほかの委員の皆様はご出席でございますので、定足数に達していることをご報告させていただきます。なお、林委員におかれましてはオンラインでご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様お揃いですので、開始をさせていただきます。

次に、本日の会議資料についてですが、お手元のタブレットでご覧いただけますので、ご確認をお願いいたします。会議次第に記載のとおり、資料1から資料5までと、参考資料が1から5までございます。タブレットについて不具合、不明点などがございましたら、周囲に控えております職員へお声がけいただければと思います。

なお、本部会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願いいたします。

また、ご発言に際しましては、挙手の上、マイクスタンドのボタンを押していただくようお願いいたします。

それでは、ただいまから東京都児童福祉審議会第6回専門部会を開会いたします。

はじめに、資料1「東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿」をご覧ください。今回の部会より新しくご就任いただいた委員をご紹介します。前回までは意見陳述のためご参加いただいておりますが、このたび、新たに委員としてご就任いただきました岩田祐一郎委員でございます。

○岩田委員 よろしくお願いいたします。

○育成支援課長 次に、令和8年4月1日付で異動のありました行政側職員を紹介させていただきます。

幹事を務めます総合連携担当部長、榎本でございます。

○総合連携担当部長 榎本です。よろしくお願いいたします。

○育成支援課長 同じく幹事を務めます児童相談センター次長、岡本でございます。

○児童相談センター次長 岡本です。よろしくお願いいたします。

○育成支援課長 書記を務めます子供・子育て支援部家庭支援課長、横森でございます。

○家庭支援課長 横森です。よろしくお願いいたします。

○育成支援課長 子供・子育て支援部企画課長、安藤でございます。

○企画課長 安藤です。よろしくお願いいたします。

- 育成支援課長 子供・子育て支援部事業調整担当課長、吉岡でございます。
- 事業調整担当課長 吉岡です。よろしくお願いいたします。
- 育成支援課長 その他関係職員は、資料1「東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿」のとおりでございます。

それでは、このあとの進行は横堀部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 横堀部会長 はい。部会長の横堀でございます。皆様、こんばんは。

久しぶりの専門部会となりました。改めての専門部会、令和8年度のキックオフになります。後半に位置づく今後は、より具体的な取組について皆様と検討していくことになりますので、引き続き活発な意見をお出しいただき、今後につながる有意義な議論を毎回重ねることができたらと思っております。非力ではございますが、進行に努めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、本日の審議に入ってまいります。

里親等委託の推進に向け、令和7年度は5回の部会において皆様と検討を重ねてまいりました。令和8年1月の児童福祉審議会の本委員会での審議を経て、当面の取組の方向性を中間報告として取りまとめるに至った次第であります。

令和8年度は、最終提言に向けて引き続き検討すべき事項を議論していくことになるわけですが、まずは今後の検討事項やスケジュールの案につきまして、また、しばらく間が空きましたため、これまでの経過の振り返りも含めて、事務局から一通りご説明をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

- 育成支援課長 それでは、今後の検討事項とスケジュール、またその前に令和7年12月に第5回専門部会を開催後、令和8年1月の本委員会で中間報告を取りまとめいただきましてから約4か月経過してございますので、中間報告の内容を振り返るところから説明をさせていただきます。

まず、参考資料3「里親等委託の推進について（中間報告の概要）」をご覧ください。中間報告の概要版として、スライド資料にまとめたものでございます。そちらの2ページをご覧ください。

こちらで、この「中間報告における論点」といたしまして、4つの取組を柱としてまとめてございます。4つの取組における各論点につきまして、現状またこれまでの取組と課題を整理した上で、直ちに対応すべき事項について、当面の取組の方向性を記載してございます。また、引き続き検討を要する事項につきましては、令和8年度に最終提言として取りまとめることとしてございました。

3ページ以降の各論点については説明を省かせていただきまして、最後の13ページをご覧くださいと思います。

こちらでは、「令和8年度に向けて引き続き検討を要する主な論点」といたしまして、「フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的運営」、また、「包括的な里親支援体

制・機能の拡充」、それから「里親・ファミリーホームと社会福祉法人等との連携」、それから「家庭養育推進専門チーム（仮称）の設置」の4つの柱に加えまして、その他の事項についてもまとめておりました。

ここで一旦、参考資料は閉じていただきまして、資料2「専門部会 今後の検討事項・スケジュール（案）」をご覧ください。

ただいまご説明しましたとおり、令和7年度、この中間報告の中で、4つの柱とその他ということでまとめておりました検討事項を、こちらの上段のところに、（1）から（5）としてまとめてございます。

また、スケジュールにつきましては、令和8年の秋までに最終提言の取りまとめをお願いしたいと考えてございます。下段にあります添表のとおり、令和8年10月に本委員会で最終提言をいただくためには、9月の専門部会で案を固めていただく必要がございまして、逆算しますと、令和8年度は本日を含めて全部で4回、専門部会を開催して検討を進めていただきたいと考えております。

全部で9回の開催のうち、本日で第6回となりますが、本日は、この後、上段のテーマのうち、「（1）フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的運営」につきまして資料の3、それから「（2）里親・ファミリーホームと施設・社会福祉法人等との連携」について資料の4、「（4）家庭養育推進専門チーム（仮称）の設置」について資料の5で事務局案を説明させていただきます。また、「（3）包括的な里親支援体制・機能の拡充」や「（5）その他」の事項につきましては、次回以降のテーマとさせていただきたいと考えております。

なお、参考資料4「里親等委託関係統計」は統計資料を最新データに更新したもので、また参考資料5「令和8年度東京都予算 里親関係の主な事項」は令和8年度予算における拡充事項をまとめたものですが、本日は説明を割愛させていただきまして、本日は主に資料3「フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的運営」、資料4「里親・ファミリーホームと施設・社会福祉法人等との連携」、資料5「家庭養育推進に向けた施策・具体的取組」で説明をさせていただきたいと考えております。

今後の検討事項とスケジュールにつきまして、事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○横堀部会長 ご説明ありがとうございました。

ただいま、これまでの経過の振り返りとしての要点、そして今後の検討事項やスケジュール案についてご説明をいただきました。

今ご説明くださいました内容は、改めて少し頭の中を数ヶ月前に引き戻して確認することと、今後に向けて皆様との共有を要することとがあった次第です。委員の皆様から何かご質問やご意見があるようでしたら、この時点でお願ひできたらと思います。いかがでしょうか。

先ほどの参考資料3「里親等委託の推進について（中間報告の概要）」の最後のページでは、令和8年度に引き続き検討を要する主な論点ということでした。詳細な説明は控えておりましたが、これらの要点確認が本日の議論にもつながっていくということとなります。ご確認のほどはよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○横堀部会長 では、今後議論を重ねていくスケジュール、専門部会開催回数、最終報告に向けて議論を詰めていく流れが共有できたかと思しますので、それらを踏まえて次の内容的な審議のほうに移ってもよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○横堀部会長 では、そうさせていただきます。しかし、これらについて何かあるようでしたら、後でおっしゃってください。

では続いて、令和8年度の最終提言に向けた検討事項についてです。まずは資料3「フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的運営」に関して事務局からのご説明をお願いします。

○育成支援課長 はい。それでは、資料3「フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的運営」について説明をさせていただきます。

まず、「1 フレンドホーム制度について」ですが、現行のフレンドホーム制度の概要でございます。夏休みや冬休みなどの学校の休業期間中、施設に在籍する児童が施設単位で登録した家庭と交流することで、家庭生活を体験するという仕組みでございます。また、令和8年度は、このフレンドホーム家庭に支払う謝礼金を、こちらに記載のとおり、大幅に増額改定をしております。

「2 実施状況」ですが、まず、左側ですが、児童養護施設における登録家庭数は、46施設で417家庭となっておりますが、右側のところ、交流の実績としましては、令和6年度の実績ですが、都児童相談所分で119人の児童数となっております、このほかにも区児童相談所の児童がいるとしても、登録家庭の半数程度も交流の実績というところでは至っていないというような状況となっております。

「3 現行制度の課題」をご覧くださいければと思います。

課題といたしまして、里親制度との連携がされていないということ、それから施設単位のため横断的な把握やマッチングができていないこと、また、研修制度が整っていないことなどが挙げられるかと思います。

このため、地域の児童相談所やフォスティング機関が関与する仕組みを提案させていただきたく、次のページで「4 里親型フレンドホーム（仮称）の検討（案）」について説明をさせていただきます。

まず名称ですが、現行の各施設における施設の登録型のフレンドホームに対しまして、仮称ですが、里親型フレンドホームとさせていただきます。現行の施設単位から、より広域的な運用を目指しておりますが、一方で、円滑な交流や支援の観点か

ら、児童相談所の管轄区域単位での運用ということを想定してございます。なお、現行の施設登録型の仕組みも、多様なニーズに対応するため継続していくというような予定で考えております。

図の左側が登録の流れ、右側が交流開始までの流れとなっております。

まず左側からご覧ください。まず、未委託家庭を中心としまして、登録されている里親にフレンドホームとしての活動の意向を確認し、また今後は里親の登録時に意向を確認することで、里親とフレンドホームの両方に登録することを促しまして、児童相談所またフォスタリング機関におきましては、里親、フレンドホームの登録家庭を一体的に把握管理するというような考え方でございます。

更に、フォスタリング機関が実施する里親研修に、フレンドホームにかかる内容も追加いたしまして、従前の施設登録のフレンドホームも受講できるようにすることで研修受講の体制を整えたいと考えてございます。

次に右側に移っていただきまして、対象児童の選定につきましては、現行制度と同様、施設が行うものと考えております。施設におきまして、登録されているフレンドホームの中で適当なご家庭がない場合、施設所在地を管轄する児童相談所に候補家庭の紹介を依頼しまして紹介を受けるという流れで考えております。紹介を受けたあとですが、改めて施設において候補家庭との面接などを行いまして交流を決定するという流れで考えております。

また、交流状況につきましては、子担当の児童相談所だけではなくて、親担当の児童相談所ないしフォスタリング機関と共有するということを想定してございます。

3 ページに移っていただきまして、この運用により期待される効果というところを「5 里親型の導入により期待される効果」としてまとめてございます。

まず、児童にとってですが、交流機会の拡大と併せまして、マッチングの質の向上ということが期待されるかと考えております。また、未委託家庭にとっては、フレンドホームの活動を通じまして、養育経験の蓄積ができるものと考えております。また、フォスタリング機関にとっては、未委託となっている里親につきまして、フレンドホームの活動を通じたアセスメントができることで、今後の里親委託にあたっての判断材料とできるかと考えております。このように一体的な運用をすることで、フレンドホームへの関心を入口として里親登録につなげるといったようなことも期待できると考えております。

「6 今後整理・検討を要する事項」ですが、今後、この制度を運用していくというところに向けましては、東京都といたしまして、施設入所児童のフレンドホームの体験のニーズや現行制度の活用の実績を把握するとともに、研修体系についても検討を進めていきたいと考えております。

資料3「フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的運営」につきましては、事務局からの説明は以上でございます。

○横堀部会長 どうもありがとうございます。資料3「フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的運営」に関するご説明をいただきました。

それでは、この内容につきまして、まず委員の皆様からご質問、ご意見をお願いできればと思います。特に、最初は何か確認のご質問がありましたら先にしていただきまして、そして意見をお願いできればと思います。こうした制度に実務で関わっておられる委員もおいでですので、ぜひ手を挙げていただけたらと思います。いかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員 1ページ目の「2 実施状況」の「交流状況」で乳児院の日数が入っていないのは、東京都が措置した方がいないからということではありませんよね。その人数がもし分かったら教えていただけたらと思うのですが。

○育成支援課長 乳児院におきましては、里親委託や特別養子縁組に向けた交流というものが中心になっていて、フレンドホームとしての登録もあるのですが、養育家庭ないし養子縁組里親としての交流が中心で、フレンドホームとしての交流は実績がないというところでございます。

○高橋委員 ありがとうございます。

○横堀部会長 どうもありがとうございました。

乳児院から長田委員が御出席くださっているのですが、この辺りいかがでしょうか。

○長田委員 はい、長田です。

20年ほど前に乳児院でフレンドホーム制度が開始になったときに携わらせていただいていた、当時は里親家庭に行く子供がなかなか難しい場合に、施設にそのまま措置変更よりは継続して関わってくださる方であったり、里親家庭が妥当かどうかという部分でまずは経験というところで、面会に来てくれる人という部分では来ていただくというところでの登録だったかなと思います。実際にやはり養育家庭と里親交流を優先させる中で、まずは安心・安全で見てくださるご家庭をというところを優先するというのが大前提だったのかなと思います。

一方で、障害等を持つ子供が家庭での経験というところを積んで、里親家庭にお願いするところまで見てもらえる、ご家庭でも大丈夫ということのある程度伸びも含めて見られたことで、子供たちの委託促進にも寄与できた部分もあったかなと思います。が、現在ではまずは里親家庭にというところが1番大きなところで、フレンドホームの活用は医療的なケアが必要な子供に対する面会交流という部分であったりということはあるかもしれませんが、実際としては件数は多くないかなと思っています。

○横堀部会長 ありがとうございます。

乳児院の現場で、現在、家庭養育につなげるという辺りを特に大事にしながら制度運用をされているということでした。数字としての御報告ではありませんが、フレンドホームを活用した事例もあったことを含めてお話をいただきました。

私を知るケースでは、何も枠組みがない中で乳児院の入所児を施設の外、家庭に連れ出すような交流をするのではなくて、方針を関係者と確認・共有したうえで乳児院の職員がフレンドホーム登録をし、入所児との家庭をベースとした交流を、日常の養育実践に加えて行った事例があることを聞いております。児童養護施設でも同様の事例を聞いたことがあります。よって、乳児院においてフレンドホーム活用の件数はゼロではなく、数は少なくとも活用事例があるだろうと思いながら拝聴したところであります。ありがとうございます。

そのほかの委員の皆様、「フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的運営」ということで一歩踏み込んだ形で取組案が出ているのですが、いかがでしょうか。

慶野委員、お願いします。

○慶野委員 慶野です。

フレンドホームは本当にもっと拡大してほしいなと思っていまして、そのためにより一層の情報提供をしていただきたいと感じています。現状、東京都福祉局のフレンドホーム制度についてのホームページを拝見すると、条件とか検索方法ぐらいいしか載っていない状態だったのですね。且つ、乳児院や児童養護施設のホームページを自分で調べてみると、かなりの施設でフレンドホームに関する情報をホームページに載せてない施設が多いなということを感じました。載っているところもあるのですが、載っていても興味があれば直接問い合わせをという誘導の文言で、問い合わせのあとにどのような段取りが待っているのか、その施設でフレンドホームに対する子供側のニーズがあるのかななどの情報が全然分からないなと思いました。

ですので、よほど熱意があって、最初から熱意を持っていて問い合わせをする方でないと、フレンドホームとして活動を開始しづらいなと思ったのですね。

もしかしたら、この分かりにくさを乗り越える家庭でないと任せられないという側面もあるのかもしれないのですが、少し興味があるというライトな層への間口はまず広く持って、その後の研修や審査でマッチングの質を上げたほうがよいと感じました。

現状、色々な機関で、フォスタリング機関などでも様々な里親のイベントをしていると思うのですが、今、中長期的な里親になりたい方への情報提供はたくさんされていると思うのですが、それは難しくてもフレンドホームであればできるかもしれないという層への情報提供がそんなにないなと私は感じたのですね。その層には里親というワードで届けてもなかなか心が動かないと思うので、フレンドホームならできるかもという方への情報提供があるとよいかなと思います。

イベントも様々なありますが、日時が決まっていてそこに行かないと参加できないものも多いので、例えば、東京都として共通のフレンドホームの全容や好事例が分かるような映像教材を一元的に提供したり、どのような段取りでマッチングしていくのかというところの分かりやすく情報提供できる教材なり資料なりというのがもっとあるとよいかなと思います。

あと、今、こういう共通の審査の基準などが無い状況なのかなと思ったので、審査も大変だと思ったのです。信頼関係が築けるまで何度も面談したりということも必要なのかなと思ひまして、このマッチングのコーディネート部分を、何か、東京都なのかフォスタリング機関で代行したりできる部分がないのかなと思ひました。コーディネートというと手間がかかりそうですが、例えば、今、問い合わせフォームでも受入れ家庭側の情報、これを送ってくださいみたいなものも全く用意されていないので、そういう家庭側の状況やモチベーション、経験などについて質問する共通のフォーマットを用意するだけでも、間口が広がるかなと思ひました。

○横堀部会長 ありがとうございます。

現在、案としては、里親登録と一体的な運用という形でフレンドホームの活用が出されています。慶野委員のご意見の軸は、そもそも意欲を持つ方がこのフレンドホームの活動に入っていく間口を広げるため、PRの仕方や周知のあり方を工夫しながら、フレンドホームならできるご家庭をより増やすこと、フレンドホーム制度の発展的活用を目指していくこと、マッチングのあり方を含め工夫のしどころも更にあるだろうということ、それらについて伺えたかと思ひます。

ありがとうございます。

岩田委員もかねてよりフレンドホーム制度にも触れてこられたご経験があるかと思うのですが、今回の案そのものも含めてどうでしょうか。ご意見を聞かせてください。

○岩田委員 里親支援センターとともがきの岩田です。

私からは、フォスタリング機関、里親支援センターの立場として、いくつかご意見させていただきます。

基本的にフレンドホーム制度と養育家庭制度がつながっていくことというのは大きく賛成をしております。では、実運用を考えていったときに、例えば、「5 里親型の導入により期待される効果」のところに、「活動実績を通じたアセスメントが可能」というようなことも記載がございますが、おそらく、活動状況を把握するのは各施設であって、その状況をフォスタリング機関なり児童相談所にいただくという形になるとすると、その活動状況をどのように見立てて挙げていただくのかというところで、共通のフォーマットなり、どこがアセスメントの視点であるのかということ、フォスタリング機関や児童相談所とまた各施設が共有していないと、バタバタしてしまうのかなという印象を持っております。

また、フレンドホーム登録をしている方が里親としての活動に移行していくということも非常に重要だと思うのですが、特に児童養護施設におけるフレンドホームの活用状況を見ていると、長期的な活動になるのかなという印象があります。交流自体は短期でお休みの期間だけとか土日なのですが、その子と長期間縁を結びながら見守っていく存在になっていただくので、里親としての活動に移行するタイミングというのは非常に難しかったりするのではないかなと思っております。私どもの児童養護施設でも、

里親になりたいからフレンドホームに登録したけれども、施設でご縁があった子と10年付き合っているので里親を諦めましたという方が実際にいらっしゃいます。

且つ、マッチングにおいても、児童養護施設や乳児院から子供の候補を挙げて、フォスタリング機関、児童相談所から紹介となってくると、おそらく、施設型のフレンドホームだと、結構施設のほうもフレンドホーム登録の時点から、うちのこの子に合うかもしれないなというようなことを考えながらご登録を受け付けたりするような実際の運用があると思うので、その中で、候補児童がいるので誰か紹介してくださいという書面や電話等でのやり取りだと、おそらく現状の施設の感覚とも合わないのかなというようなところがございまして、おそらく。フレンドホームにも会いたいなとか、フォスタリング機関にとっても子供と会ってみたいなどということが生じるかなと思っております。

このように運用を考えていったときに、施設とフォスタリング機関、児童相談所との連携というものを強化していく必要があるなと思ったときに、そうすると、現行のフォスタリング機関業務や里親支援センター制度の中に、この週末里親、フレンドホームにおける業務というものがしっかり組み込まれているわけではないので、そこに予算なり人員なりということの手当てを入れていただけると、業務としてしっかり取り組むこともしやすくなるのではないかなと思ったところです。

○横堀部会長 ありがとうございます。

児童養護施設ベースでのフレンドホームとの交流事例がこれまでどのようにあったか、フレンドホームの方々がどういうイメージを持って子供と出会ったり長期の交流をしてくださったりするか、その辺りの状況を踏まえたご意見をいただきました。

都のフレンドホーム制度と従来の里親委託の制度とは違う制度ですが、重ね合わせるという点において強みを活かすために、実質的な体制や担う人材をどのように確実に用意していくかなど現場を踏まえたご意見の一端をいただけたかと思います。ありがとうございます。

そのほかの委員の皆様はいかがでしょう。

高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 高橋です。

里親の方がフレンドホームになっていただいてというときに、「赤ちゃんみたいな小さい子がいい」とか「女の子がいい」、「男の子がいい」という世帯と、児童養護施設のお願したい子たちがミスマッチというか、年齢要件など諸々違うことが想像できて、実質的に施設のほうでも非常にケースを多くお願いしている施設もあるし、ほとんど頼んでいない施設の現状があったり様々なのですが、その辺りで児童相談所単位で区切ってしまうと、頼める施設が多い児童相談所管内と違うところもあったりするとか、そういった実情については施設のほうも頑張らなくてはいけないところかなとは思いますが、そういう今の状況があります。

里親が小さい子しか難しいと思う気持ちを少し励ましてもらうとか、小学生の少しやんちゃな世代になってきた子たちも含めて取り組んでみませんかとか励ましながら関わっていくと、この世代がよいのですみたいな思いが少し緩んでいくところもあるのかなと思います。実際、おそらく赤ちゃんは児童養護施設にはいないし、幼児、低学年の子供は本当に限られていて、先日も私どもの児童養護施設でも、お部屋の加減で実子さんがいらっしゃるので女の子がよいと言われたのですがこちらには幼児は男児しかいなくてとか、そういうことも起こり得るので、そういった里親が子供を受入れる想像の範囲を広げていくというような意味でも、うちはこれしかダメなのではない、フレンドホームの少し余力でできるようなところをお伝えいただきながら開拓できるとよいなと思ったのでお話ししました。

○横堀部会長 ありがとうございます。現場を踏まえた貴重なご意見をいただきました。

今高橋委員が言ってくださった中には、里親の養育受入れのイメージと、子供たちが実際持っている交流のニーズの間のギャップ、関係、施設がそれらをどのように扱ってきたか、そしてこれからはといった内容が含まれていたかと思います。

ここまでの委員の方々からのご意見の中にも課題提示が含まれているように思います。現時点で事務局から少しでもお返しいただける言葉がありますでしょうか。お願いできたらと思います。

○育成支援課長 はい。ご意見ありがとうございました。

いくつかご意見いただいた中で、まず広報に関しては、ご意見いただいたように我々事務局も今後考えていく、また制度見直すのであればなおのことそれを踏まえた広報が必要かと考えております。

また、こういった新たな仕組みを導入するにあたっては、当然新たな連携というところが重要になってきます。岩田委員からもご指摘がありましたとおり、これまで関わってこなかったフォスティング機関において、施設との連携というところがポイントになってくるところはご指摘のとおりだと思います。具体的にどのような視点で、またどのようなフォーマットでこの連携を行っていくかというところは、やはり重要かと思います。現場の皆様からもご意見をいただきながら、なるべく共通のものでよいものになるように検討を進めてまいりたいと考えてございます。

また、高橋委員からございました、施設単位で現状やっている中では、その施設ごとに特色もあるでしょうし、児童の特性なども踏まえて、実績などにもばらつきがあるという状況で、これが児童相談所管轄単位で見たときにも、当然、児童相談所管轄ごとの特色、地域性というものはやはり出てくるのかなと考えております。また、当然、各児童相談所管轄単位で見たときには里親登録数の差であったり、施設の設置数も異なっておりまいますので、連携のあり方ですとか、今後どこにどのように力を入れて施策を進めていくのかという力の入れるポイントも当然変わってくるのかなというところは考えております。

ただ、目指すところは、東京都内どこの地域でもこれが制度としてしっかり活用できるというところがあるべき姿かと思いますので、それぞれの地域の強みなども踏まえながらこの制度に関して検討してまいりたいと考えております。

事務局からは以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

今のお答えを踏まえまして、更にご質問、ご意見はありますか。

長田委員、先ほどに加え、もう少し現場から何かありましたら、また、今のお答えに関する内容でも結構ですので、いかがでしょう。

○長田委員 ありがとうございます。

乳児院地域差というか、場所によっては乳児院が設置されていないところもありますし、里親の登録数であったり、活動していただける里親の数というものは変わってくるかと思いますが、その辺りのご配慮をいただいたほうがマッチングの部分ではより具体的にどの方がよいかというところもできるかなと思います。

写真等どういう形で交流するのがよいかとか、子供の様子をどうお伝えしていくのがよいのかということは、従来のフォスタリング機関が里親とのマッチングを検討する以上に、また異なってくるかなとも思っています。

息の長い活動になると岩田委員もおっしゃっていましたが、措置変更以降であったり、どのようにこの子たちを移行していくのかという中での里親側の、フレンドホームのお気持ちの整理ということは新たな支援のあり方が求められていきますので、フォスタリング機関自体も学びながらやっていく必要があるかなと思いました。

○横堀部会長 ありがとうございます。

制度の動かし方が変わるというときには、関係者が色々確認しながら、実際どういうことになるか随時相談しながら進めていく必要があることを思いながら伺いました。

先ほどのご意見の中で岩田委員が言ってくださいました、長期の交流が必要な子供とフレンドホームとして交流しているご家庭に、里親委託という形で子供の候補が上がってきたときどうするかを含め、制度を重ね合う良さを活かす積極的な運用を目指す中、予測される課題点はあらかじめ整理しながら、制度を生かし活用していく方向を模索することが必要だと感じます。

いろいろな状況や理由、経緯があって未受託の状態のまま推移する里親もいます。そんな方々の中に、フレンドホームを経験することによって、イコールその子供の里親になるということではなく制度としては切り分けではありますが、一步踏み込んで受託に移行できるなど、いわば階段を登ってくださる家庭も出てくるのではないかと、委託する側もより委託イメージをよりもてるようになる場合もあるかもしれない、などと考えます。今回、フレンドホームへの謝礼額を令和8年度から引き上げることになりました。制度運用のし方も変え、積極的な制度運用を始めてみる中で、どういう結果が良き状態

として起きてくるかを見定めながら、さらにこの先の子供とフレンドホームの交流や関係者の活動のあり方を検討することが求められると思いました。

フレンドホームとの交流ニーズのある子供にとっては、マッチングが適切に成り立つことで、かけがえのない家庭体験を得ることにつながるだろうと思います。ですので、その実際を注視しながら、改めてどのように運用の工夫ができるか、皆様とともに考えたいとも思われました。ありがとうございます。

渡辺委員、お願いいたします。

○渡辺委員 私が勉強不足で大変申し訳ないのですが、フレンドホームになるにあたって、施設同士の中での選定基準や、この人であればお願いしようみたいなところの、要は里親に登録していくようなステップと近いようなものは、情報として持ち合わせたりするのでしょうか。

どちらかというと、なんかセンスありそうだなみたいな感じの部分でお願いしていく感じになるのですか。

○育成支援課長 具体的にそのマッチングにあたって、まずは候補児童の選定をどのような考え方で選定するのか、また、現状は施設単位ですが、登録されている家庭の中から候補家庭をどのような基準で考えてマッチングするのかというところは、現状、大まかな制度の決めはありますが、基本的に各施設単位でのお任せというところで、その実績がやはりだいぶ施設ごとに差があるというのが現状でございます。

○渡辺委員 分かりました。ありがとうございます。

今、フレンドホームの制度のところを見てののですが、2年間お願いする子供がいなければフレンドホームの登録が自動でなくなってしまうというような制度設計になっていると思うのですが、その部分、もし里親になっていただくのであれば、少し見直したほうがよいのではないかなとは今思った次第です。

あともう2点、意見として伝えさせていただければと思うのですが、里親のレスパイトの先にフレンドホームがあるということは可能なかということをお聞きしたいです。

というのも、施設の子供がフレンドホームに行くのは、家庭の体験が1番の目的だと思うのですよね。ですが、せっかく養育のために何かしたいとか、施設の子たちのことを思ったださって登録していただいている方なのであれば、おそらく、子育てを支えていくみたいなのところの文脈だと関心をお寄せいただける方が多いのではないかなと思っています。

必ずしも、先ほど岩田委員がおっしゃっていたように長期でお付き合いしていく。私もその事例を見て子供時代育ってきたのでとてもいいなと思いながら見ていたのですが、例えば、里親になるのは難しいけれども里親のショートステイの受け皿みたいな形のイメージで、虐待予防の一時保護の委託先であるとか、あとは里親同士の中でのレスパイト、一緒に地域の中で里親がしんどいときに助けてくれる担い手みたいな形になれば

たら非常によい制度になるなと思っていました。ですので、そういう意味での接続もご検討いただけると非常によいのではないかなと思っている次第です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

少し質の違う取り組みを重ね合わせることに关してご意見もあったと思うのですが、いかがでしょう。

○育成支援課長 はい。既に里親委託になっている児童のレスパイト先として、里親登録はされてないけれどもフレンドホームというのが選択肢としてあり得るかというご質問だったかと思います。

現状のレスパイトケアに关しては、国の仕組みの中で実施をしてございます。国の通知の中では、実施施設という言い方をしていますが、適切な処遇が確保され、都道府県があらかじめ定めた乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホーム及びその他、都道府県が適当と認めた施設で、このレスパイトケアを実施するという中で、里親間であったり、施設におけるレスパイトの受入れというところを実施しているところですが、フレンドホーム家庭というものを都道府県が適当と認めた施設という解釈があり得るかかどうかというところは、少し確認が必要かなというところと、今後この里親型フレンドホームというものが浸透すれば、里親メインのフレンドホームなのか、フレンドホームメインの里親なのかというところは、様々、多様なご家庭が今後出てくるかと思いますが、レスパイト中心で受ける、レスパイトなら受けられます、短期間なら受けられますよというご家庭も今後増えれば、そういった運用も里親として登録されていれば少なくとも可能なかなと考えているところです。

○渡辺委員 ありがとうございます。

○横堀部会長 渡辺委員、よろしいでしょうか。ご意見をありがとうございます。

里親になってくださる方の力を多様な形で活かすということを考える文脈の中で1つ、このフレンドホーム制度との重なりをどう活かすかがあったと思います。里親にとっては子供と出合い一緒に生活する体験はとても意義があると思います。高橋委員からも出ていました、幼少の子供の養育イメージしか持てていなかった方が、促され励まされながら、より年齢の高い子供と出会うことによって、養育イメージがゆるんだり現実的になったりすることもあるのではないかな。子供のニーズがまずある。それを受け、社会的にどう養育の受け皿をつくっていくか。そんな制度の実際の在り方を今私どもは考えているわけですので、できるところから色々な可能性をより柔らかに広げていくような検討ができたらと思います。前半の令和7年度の議論でも、里親ショートステイなど関連して色々出てきていました。今般、まずはここは検討できるということから整理したり形づくったりすることができたらと思いますし、願っております。

養育の現場にいらっしゃる四条委員にもこの辺りについて伺ってみたいです。今までの議論、やり取りをお聞きになっていかがですか。四条委員も多様なお子さんを受入れてこられたご家庭の養育者ですので、どうでしょうか。

○四条委員 まず本当にフレンドホームの謝礼金が5,800円に上がったということで、きっとやってみようという方もいると思うのです。なぜ私がそう言ったかと言いますと、私も実際25年前からフレンドホームをやっていきまして、迎えに行くだけでやはりお金かかるのですよね。フレンドホームで1週間なり、夏休みの期間だけとなれば、自分たちでお金を出して、楽しんでもらえればそれでよいという感じで良しとしていたのですが、今のこのご時世、きっとそういうところが少しでも上がっていきけると、やってみようかなという方が増えていくのではないかなと思っています。

それと、私もフレンドホームから里親になった1人なのですが、フレンドホームをやるのに、25年前、私は児童相談所に電話した記憶があるのですが、そうしたら児童相談所の方から養育家庭センターか何かを紹介されて、そこから施設を紹介されて、施設の人と面談して、実はよい子がいるのですよと、やはり小学生だったのです。私としてみれば、児童養護施設でもう本当に3歳ぐらいの小さい子供からずっと長期間交流したいなと思っていたのですが、その子供たちはきょうだいだったので、きょうだい3人お預かりして、そのうちの1人の子がきっかけで里親になって現在にまで来てるのです。やはり子供のことを考えたら、そうやって施設側の職員が里親に行けたらよいなという望みを持ってフレンドホームの候補児童として出してくれたら非常によいなと思います。

あと、先ほどの交流実績を見ると、やはり乳児院は難しいのかなというところで、児童養護施設の子供だと、やはり学校に行って部活、お友達関係など自分の生活があるので、なかなか「フレンドホームに行ってみないか」と誘っても「いい。行かない」というような感じで止まってしまうというお話もよく聞くので、もう少し、せっかくよい制度を見直していくのであれば、もっと乳児院からお預かりできる子が増えたらよいなという期待があります。

○横堀部会長 貴重なご体験を踏まえたご意見をありがとうございました。

子供の意見表明権保障を重視する時代であります。だからこそ、フレンドホームとの交流は要らないと子供自身が言ったら交流はなしにするのか、子供と対話を重ねつつ交流を願う意図を説明し、その子供にとって貴重なかけがえのない体験として家庭との交流を推し進めていくのか、子供の最も近くにいる大人たちがどうアセスメントして、どう支援方針を抱けるか、子供とともにどうこうした支援家庭を構築できるかによっても事態が変わってくるのではないかなと思われました。ありがとうございます。

それでは、この資料3「フレンドホーム制度と養育家庭制度の一体的運営」をめぐっての議論はいったんここまでにしてもよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○横堀部会長 ありがとうございます。また、言い残しがありましたら、本日の最後、もしくは次回の機会もございますので、言っていただけたらと思います。

続いて資料4「里親・ファミリーホームと施設・社会福祉法人等との連携」について事務局からのご説明をお聞きし、協議してまいります。ではよろしくお願いします。

○育成支援課長 はい。それでは、資料4「里親・ファミリーホームと施設・社会福祉法人等との連携」について説明をさせていただきます。

まず、「1 ファミリーホーム制度について」ですが、現行のファミリーホーム制度の概要をまとめてございます。

また、「2 ファミリーホームの状況」をご覧くださいますと、現状をまとめておりまして、東京都内約30のファミリーホームがございますが、毎年新規開設がある一方で廃止もありまして、横ばいとなっているような状況です。令和7年度には4つのホームが廃止をしております、うち3つのホームは児童養護施設を運営する法人による法人型ファミリーホームがグループホームに転換したことによる廃止でございました。

また、各ホームの定員はいずれも6名となっておりますが、受託児童数全体で、令和3年度から令和6年度まで概ね120名程度で推移しているというところで、平均すると約4名程度というところでの受託児童数の実績となっております。

その下の「3 現行制度の課題」ですが、単身者による養育というものは、補助者をその分多く配置すれば制度上は可能となっているところですが、運用の実例としましては限定的となっております、基本的には原則夫婦制というような運用になっているというところでございます。

また、養育者はホームに生活の本拠を置かなければならず、負担が大きいというところと言えるかと思えます。

こうしたことから、法人としましては、人事配置などの面でどうしても運営が硬直化しやすいといったところは課題としてあろうかと思えます。

また、定員規模としまして、グループホームに比べると柔軟性に欠ける、グループホームが定員4名から運営ができるのに対して、ファミリーホームは定員5名ないし6名でないと設置ができないといったようなことが挙げられるかと思えます。

このため、より小規模な単位の家庭養護において、児童養護施設や施設を運営する法人と連携できる仕組みを提案させていただきたく、その次のページで「4 施設職員型里親（仮称）の検討（案）」について説明をさせていただきます。

名称ですが、仮称としまして「施設職員型里親」とさせていただきます。

発想としましては、定員5名以上のファミリーホームの制度に対しまして、定員4名で運営できる東京都独自の制度とイメージしていただければと思います。

まず、施設法人の職員が、職員の身分を有したまま里親登録をしていただきます。この当該職員ですが、里親として生活の本拠において受託した児童の養育を行っていただきます。この住居については、法人が借り上げて用意をしても、また自己所有どちらでも可能としまして、当該職員の負担なく実施可能な仕組みとしたいと考えております。

また、施設ないし法人ですが、当該職員に対して給与の支給、また補助職員の派遣、また心理治療の支援などの専門的支援を行うことを想定しております。その逆に、当該職員は措置費で支弁される施設の職員配置基準の枠外の職員ということで、施設の支援に入るといったようなことも可能ということを考えております。

また、必要に応じて委託児童も施設の交流を可能とするなど、連携、交流を積極的に行うことで、例えば、施設から措置変更で里親委託となったような場合も関係性を維持することができると考えております。

更に、施設法人は当該職員以外の地域の里親、ファミリーホームに対しても、専門的支援などのバックアップを行うことを想定してございます。

次に、当該職員としての里親は4名定員としまして、給与は受託児童数にかかわらず受領することとなる代わりに、応諾義務を課すことで、原則として常時3名から4名を養育いただくということを要件としたいと考えております。この際、委託児童数に応じて本体施設の定員数の調整が必要であれば、東京都として施設法人からの相談にも応じていくつもりで考えております。

最後に、東京都から施設法人に対しましては、事務費といたしまして人件費や賃借料などの相当額を補助することを考えておりますが、養育力の高い里親を確保しつつ、法人、施設の運営に支障のないよう相応の補助水準を確保する必要があると考えております。

以上の仕組みによりまして、施設養護及び家庭的養護から家庭養護への移行を促進しまして、養育関係のパーマネンシーを維持しながら、専門的支援を必要とする児童についても家庭と同様の養育環境を確保できるようになるのではないかと考えてございます。

その次の3ページ「制度比較」をご覧くださいなのですが、左側に「通常の里親」、右側に「ファミリーホーム」、真ん中に今回検討している「施設職員型里親」の制度の概要をまとめてございます。

法的位置づけといたしましては、あくまで里親制度の活用となります。ファミリーホームと比べても、より小規模な家庭養護としての実施が可能と考えております。

また、ファミリーホームと同様に応諾義務を課すだけではなくて、ファミリーホームと異なる点としまして、事務費、人件費部分は受託児童数に左右されない定員払いとなる代わりに、補助の制度要件といたしまして、定員に対して現員が欠けるとしても原則1名まで、常時3名から4名を養育することを要件として想定してございます。

当該職員である里親は、措置費として里親手当などを受け取ることに加えて、法人からの給与所得があるということになります。東京都からは、この里親が所属する法人に対して、人件費また家賃などに相当する額を補助する制度としたいと考えております。

また、「人員体制」の行をご覧くださいますと、※印として、「条件により単身も可」としてありますが、具体的には欄外に記載のとおり、「特段の事情があるときはこの限

りではない」とあるとおりでございます。特段の事情ですが、その下の矢じりのところにありますとおり、養育経験などの個々の状況に応じて総合的に判断することとしてございますが、今回検討している「施設職員型里親」につきましては、施設での経験を十分に考慮することが可能なため、柔軟に認めることができるのではないかと考えてございます。

資料4「里親・ファミリーホームと施設・社会福祉法人等との連携」につきまして、事務局からの説明は以上となります。

最後の4ページにつきましては、令和7年度の専門部会でもお示ししておりました里親、ファミリーホーム、グループホームの比較表を参考にお付けしております。

説明は以上でございます。

○横堀部会長 どうもありがとうございました。

では、資料4「里親・ファミリーホームと施設・社会福祉法人等との連携」につきまして、ご説明を踏まえた意見交換をお願いできればと思います。早速、委員の皆様からご質問・ご意見などお願いします。

まずこの新しい取組案につきまして、確認の質問がありましたら先にとしたいと思います。いかがでしょうか。

都としての独自の新しい発想として案を拝見しておりますが、いかがでしょう。ご説明を受けてイメージが湧きますか。

牛島委員、どうぞ。

○牛島委員 私の理解の及んでないところも多いかと思うのですが、お伺いできればと思います。

今回のご説明いただいた「施設職員型里親」というものは、ちょうど通常の里親とファミリーホームのまさに制度の合間をうまくカバーするような制度となっているのかなと理解をいたしました。

特に、今まで課題となっていたところを柔軟にカバーすることで、今までなかなかそういういったところに踏み込めなかった方々も受け入れてくださるような制度になるのかなと考えますが、実際にこの制度を設置することで、今の受入れ数からどれぐらい増えそうかなど、その辺りの見込みみたいところはどの程度ついているのかというところをお伺いできたらなと思います。

これが実際、現場としてとても有意義なものなのかどうかというところは、私も理解が及んでない点があるのですが、もしそうなのであれば非常に良い案なのではないかなと考えております。

○横堀部会長 ありがとうございます。事務局から応答をお願いしますか。

○育成支援課長 はい。ただいまのご質問は、どの程度これが機能するのか。絵に描いた餅にならないように、この制度がどの程度実効性のある仕組みとして機能するかということかと思います。

我々事務局は、実は現段階では机上でこの仕組みを考えてみたという段階で、本日もご提案させていただいておりますが、今後、高橋委員も通じてということになるかと思いますが、児童養護施設を中心にこういった仕組みがうまく回るかどうかというところは、まさに「施設職員型里親」という仕組みに各施設の職員ないし法人が賛同いただけるかどうか、あるいはどれぐらい手が挙がるかどうかというところに、端的に申し上げるとかかってくるかと思しますので、今後、この仕組みに関して、ご意見も踏まえつつ、具体的にこの仕組みに手を挙げていただけるような施設、法人に協力いただけるよう働きかけをしていきたいと考えております。

○横堀部会長 牛島委員、いかがでしょうか。

○牛島委員 大変理解に及びました。ありがとうございます。

○横堀部会長 ありがとうございます。

そのほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

堀口委員、お願いします。

○堀口委員 港区の堀口でございます。「施設職員型里親」と専門里親の棲み分けみたいなものはどのようになるのでしょうか。

○横堀部会長 お願いできますか。

○育成支援課長 はい。「施設職員型里親」は、2 ページ目の「4 施設職員型里親（仮称）の検討（案）」の図にあるとおり、特色としては施設、法人との連携体制をしっかりと構築するというところがポイントとなっております。

一方で、そもそもの里親制度の中にあります、よりケアニーズの高い児童も受け入れられるように専門養育家庭という仕組みが東京都においてはあり、これが、実績で登録家庭数が19家庭しか東京都内にいないというところで、こちらもう少しこの仕組みを広げられないかというようなご意見も令和7年度にいただいていたところと認識しております。

専門養育家庭においても地域の関係機関とより連携をしっかりとチーム養育体制というものがケアニーズの高い児童であれば当然必要になってくる場所ですので、ご指摘のように似通ったところは当然出てくるかと考えておりますが、端的に制度として申し上げると、専門養育家庭のほうは措置費として通常の里親よりも高い金額を支弁しますが、それだけ専門的な支援であったり関係機関との連携というところもより児童の養育に専念する部分が出てくるというところで、そういった里親手当の設定になっているものと認識しております。「施設職員型里親」のほうは、里親手当としては通常の里親と同じような措置費の支弁になる一方で、人件費部分については法人施設経由でのお支払いになるというところで、少し仕組みが違ってくる。それによって、委託する児童がどのような違いが出てくるのかというところは、今後、具体の運用の中で、実際に児童養護施設を運営している法人、施設との意見交換も踏まえながら検討していきたいと考えております。

○堀口委員 分かりました。

あと、もう1つ、この「施設職員型里親」という制度ができてとてもよいなと思ったのは、私が児童養護施設で働いていた25年ぐらい前は、こういうことをみんな職員がボランティアでやっておりました。週末に子供たちを連れてボランティアでどこか出かけていくとか、フレンドホームを活用して泊まらせるみたいなこともやっていたのですが、そうしないと子供たちの暮らしが持たなかったというようなこともありましたので、制度としてできていくということはとてもよいなと感じました。

○横堀部会長 ありがとうございます。

施設職員の思いとお力を活かすということはこれまでもインフォーマルにあったけれども、1つこういう形で形作る提案が今回なされているということですね。

そのほかの委員の方々、いかがでしょうか。

渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員 令和7年度に色々と事例やモデルケースなどをご提示させていただきながら、こういったものができたのだらうなと思っておりまして、社会的養護を経験した人間として、非常に励まされるといいますか、自分たちの感じていたことがこうやって政策化されていくことが目に見えて感じていて非常にエンパワーメントされているなと思っています。

1点、確認というか、こちらも併せてというところの点でお願いがあるのですが、このモデルができていくと、おそらく、経営上の観点で言うと、各1家庭ごとが1事業所ごとになっていくと思うのですね。そうすると、各事業所ごとの事業計画や金銭面のお金の計算などといったところの事務的成本が、おそらく、会計を担っている事務の方々、財務を握っている方々に非常に負担がいくのではないかなと思っております。

例えば、何家庭以上その施設のところが独立するみたいな形を経たときに1名事務員が採用できるとか、そういったところのモデルがあると、おそらく、これやりたいなと思っている施設職員の方で、ゆくゆくは里親になりたいなと思ってる方たちが、ハードルが低く養育にも専念できるというような形になるのではないかなと思っております。

定員数も非常に下げた形で養育を、普通の家庭養育となると家庭とは4名も子供がいるのかみたいなのところにはなってきますが、しかし、昔よりかは2名減るだけでも全然変わるし、職員に対する子供のケアの手当ても非常に上がるし、ファミリーホーム協議会から国に提言がまとまっている内容についても、非常に意に沿った提案、ご提示だなといただいていて、基本的には非常によいなと思っているのですが、経営の部分のところもサポートがあると非常によいのではないかなと思っている次第です。

○横堀部会長 ありがとうございます。

ただいまのご意見につきまして、事務局からお答えいただける部分がありますでしょうか。お願いいたします。

○育成支援課長 はい、ありがとうございます。

ただいまの事務負担を踏まえた経営面への支援というところもご意見いただきました。

我々事務局はまだ絵柄を描き始めたところというところですので、ただいまいただいたようなご意見も踏まえて、具体的にどういう仕組みにしていくかというところは、この専門部会の場合だけではなくて、現場の様々なご意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

○横堀部会長 ありがとうございます。

長田委員、お願いします。

○長田委員 長田です。

教えていただきたいことが1点まずありまして、ファミリーホームのところで、法人型のファミリーホームが減っているということに関する課題感とか、何が問題であったかという部分をどう考えてくださっているのかというところと並行して、今回、「施設職員型里親」とされた、ファミリーホームではないという部分の強みというか、敢えてそうされたことというのはどこなのかなということが1点あります。

ケアニーズの高い子供となると、やはり里親としてだけで子供を4名となると、なかなか難しさも、施設職員だからとてできるということではないかと思えますし、こういった場合の施設側のバックアップ体制であったりとか、ファミリーホームですと補助者等がプラスになりますが、そこの部分をどう考えていくのかというところもあります。

東京都内ですとなかなか近隣に家庭として家を提供してという、その距離感で施設がどこまで応援に行けるかというところも、想定としてどうお考えなのかなど、ファミリーホームとの棲み分けを考えた中で里親にされたというところの意図を教えてくださいたいと思います。

○横堀部会長 お願いいたします。

○育成支援課長 はい。今、2点ご質問いただいたかと思います。

まず1点目の、グループホームへの転換というところをどう評価しているかというところですが、これに関しては、グループホームもファミリーホームも国の制度で、東京都の上乗せでの支援も行っていますが、ベースになっているものは国の制度でございます。

この中で、やはり現行制度自体が、国制度がということですが、施設を運営している法人にとっては、グループホームのほうがより経営的にも有利になっている。措置費の支弁であったり、設置運営の基準上、やはりグループホームのほうが運営しやすいということがあるのかなと考えておまして、ここが国のほうで、施設養護また家庭的養護よりはより家庭養護のほうが目指す方向としていることに対して、制度がそのようになっていないというところがあるのではないかと、感じているところです。

これを踏まえて、今回、「施設職員型里親」とした狙いですが、グループホームとの違いで考えたときには、受託児童にとって1番大きいのは、グループホームですと、そ

ここで生活をしている、そこに実際に暮らしているのは子供だけで、職員はあくまで夜勤を含めたローテーション勤務という形で、通勤に来るということになっているというところで、生活の本拠を置く大人はいないということに対して、この「施設職員型里親」であれば、あくまで里親制度の中でやることになりますのでそこに生活の本拠を置く大人がいる。

もちろん施設職員としての関わりになるので、そこは一定程度、業務として関わるといふ部分は出てきますが、やはりここは3名ないし4名を養育するということとの負担とのバランスで、専門性を活かすという意味で施設職員として関わっていただくけれども、そこに生活の本拠を置くということは、一歩大きな、家庭的養護と家庭養護の違い、大きな違いというところでは前進になるのではないかなと考えて、今回の仕組みを検討したということです。

また、規模としても、4名で運営できるというところでは、ファミリーホーム制度と比較しても、より目指す方向としては近づいているのではないかなと考えているところです。

○横堀部会長 長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。

まだストンと落ちてこなくて、里親登録しているご夫婦がグループホームを見られるというイメージなのですかね、ファミリーホームというよりは。

○育成支援課長 ありがとうございます。

グループホームですとそこに生活の本拠を置く必要がないので、例えば、そこに勤務する職員がたまたま夫婦であるということもあり得るかもしれませんが、例えば、定員4名のグループホームというのは運営可能ですが、グループホームであればやはりそこに生活の本拠を置くのではなくて、その職員の自宅というのは別にある。あつた上で、そこに通勤をするという考え方になるのに対して、今回考えているのは、あくまで里親として登録をし、その生活の本拠を置く場所で養育をするということです、ご自宅で登録して、里親養育する場所として、そこで児童を受け入れる。もしくは法人が借上げた賃貸住宅で養育を行うということもあろうかと思いますが、その場合であっても、やはり職員はそこに生活の本拠を移して、そこで生活をしながら児童の養育を行うというところが1番大きなポイントなのかなと考えているところです。グループホームとこの仕組みとの違いというのは、そこが1番大きなところかなと考えております。

○長田委員 ありがとうございます。

夫婦小舎制的な部分で丁寧に子供たちを見てくれるという施設も含めてあるかなというイメージの中で、やはり、では、勤務どのようにしていくかとか、「施設職員型里親」と施設職員との理解度であったり、支援体制みたいなところはしっかり丁寧にしていかないと、今の夜勤帯とかも含めての勤務は非常に難しくシビアにもなってきていま

すので、勤務形態であったりなどの整理は現場の職員の理解というところが1番大きいと思うので、丁寧にしていただきながらかなとは感じました。

考え方としては非常によいなと思いつつ、では、乳児院でできるかということ、ケアニーズの高い子供が4名で、実子含む6名だとしても、なかなか夫婦だけでやっていくことの難しさというものはありますので、どう施設がサポートできるかというところの課題感はあるなと思いました。ありがとうございます。

○横堀部会長 ありがとうございます。

私なりに少しまとめさせていただいた後、岩田委員に意見をお願いしたいと思います。

施設が設置するグループホームでも夫婦が住み込む形も確かにありましたので、今回出されている施設職員型里親が、グループホームと質的にどう違うものになるか、また、事業者でなく里親として家庭にいてもらう養育者としての営みが、施設職員という所属を得ながらも実際どうなっていくのか、他の実践の枠組み・制度との違いがどのように良さ、強みとして出てくるかなどの問いかけが含まれていたように思います。

ファミリーホーム制度は、国が5、6名定員とした制度の建付で始まりましたが、実質的には措置児童が4名程度のホームが全国的にも多い状況にあります。「5、6名は多いのでもう少し定員を下げてほしい」といった要望・見解が日本ファミリーホーム協議会から出されたりもしています。こうした動きもある中で、東京都として今回打ち出された施設職員型里親の良さがどういうところに着地するかと思うところです。

また、施設による養育や運営へのバックアップにつきましては、施設が何をバックアップするのかについて検討・確認がいると考えます。施設の他職員、法人が、自分の法人に里親として営む家庭養育があるということをどのように理解し、里親でもある職員、その家庭と協働関係をつくれるかは重要課題だと思います。よって、これらを1つ1つ検討していくことになるように感じながら、皆様からのご意見を伺っていました。

加えて、岩田委員、よろしくお願いします。

○岩田委員 岩田です。

施設の専門性を活かしながら家庭養護を推進するという意味で、非常に画期的なアイデアだなと思って伺っていました。

その上で2点ございまして、1つは、もしかしてこの辺りは高橋委員のほうが中心になる部分かなと思いますが、児童養護施設として、例えば、児童4名までと考えたときには、現行の制度だと地域小規模児童養護施設がそのままこちらに移行するというようなイメージができるかなと思います。

ただ、そうしたときに、人件費を必要な分補助しますとなったときに、地域小規模児童養護施設をこの「施設職員型里親」へ転換しようとしたときには、あぶれる職員が出てきてしまうというのが、実際法人としては課題になるのではないかなと思います。今、地域小規模児童養護施設で4名定員でいたら、東京都では都加算も含めて職員を5名配置できていると思うので、そこを夫婦にしたときに、3名人件費が来なくなっ

まった場合には行き先がなくなってしまうとすると、その点の補助ないしバックアップ体制としてその職員を活用できるような体制が求められるのではないかなと感じたところでございます。

また、フォスタリング機関、里親支援センターの立場としては、この里親には誰がどのように関わってどのように養育を支えていくのかということが求められ、考えていかなければならないところかなと思っております。施設から給与が払われていてということは、雇用関係があって、施設の理念のもと働き手でもあり、且つ独立した里親でもあるというところでは、そもそもこの里親はどういった養育方針でどんな指示命令系統のもと養育を実施していくのか。施設との関係性の中で養育していく中では、フォスタリング機関や里親支援センターはどういうスタンスでその養育を支えていく、チームとして参画していくのかというところが、きっと法人とフォスタリング機関と児童相談所というところでのすり合わせが非常に重要になる取組ではないかなと感じております。

きっとこれから現場の施設とのご協議も始まっていくのかなとは捉えておりますが、実際の運用の中では、そういった各ステークホルダーとの調整というものが非常に重要になるかなと思いましたので、申し伝えさせていただければと思います。

○横堀部会長 ありがとうございます。

ただいまのご意見に対して、何かフィードバックがございましたらお願いします。

○育成支援課長 はい。ご意見ありがとうございます。

まず、この「施設職員型里親」に登録した場合に、夫婦であったり、単身である場合も想定されますが、里親だけで養育が完結するということは、当然我々事務局も考えておりません。もともとファミリーホームの制度も補助職員が入るという前提ですし、当然、チーム養育という考え方だけではなくて、法人、施設も当然雇用関係があるとご指摘いただいたとおりですので、純粹にこの比較表の中では、個人として、法的位置づけは里親として受託すると書いておりますが、一方で、ご指摘のように法人として、施設としての養育方針との関係、バランスというところも当然出てくるかと思えます。このところはまだ詰め切れてないところもありますので、今後整理が必要な課題かなと考えております。

また、職員の体制、どの程度バックアップを必要と考えるのかで、あるいは、それはすなわち東京都としてどの程度の財政的支援を行うのかということも関係してくるかと思えますが、ここについては、当然グループホームと比べて、そこに職員が常駐する、そこに生活の本拠を置くということはあると思いますが、それによって必要な、関わる職員であったり、関わる大人の数が少なく、それによって減らそうという発想があるわけではないので、どの程度の補助職員が必要なのかというところは、勤務体制であったりということとの兼ね合いであったり、また、実際受託する児童がどういったニーズを持っている児童なのかということでも当然変わってくるのかなと考えているところです。

また、例えば、幼児なのか学齢児童なのかというところによっても、日中、全く家庭内に児童がいない状態であれば、その職員は法人、施設の職員として、施設のほうに支援に入るといことも考えられますし、一方、児童によっては、ほぼ日中も含めて、日中も夜間も受託した児童の養育に関わらなければならないということも考えられるでしょうし、その際に補助職員がどのように関わる必要があるのか、また、専門的支援も含めたその施設、法人からのバックアップがどの程度必要なのかというところは、当然考えていく必要があるのかなと認識しております。

ご指摘のあった、あぶれる職員が出てくるのではないのかというところは、今これだけ人材確保に苦労している中なので、支援の職員があぶれて困るということはおそらくないのかなと思いますが、児童にとってどういった支援が必要なのかという観点で必要な体制を検討してまいりたいと考えております。

○横堀部会長 よろしいでしょうか。

いくつかのポイントを岩田委員からも出していただきました。この件に関する確認については、本日はこの辺りまででよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

家庭として住まう場所を用意し、そこに公的養育の子供を受け入れ、専門性をもって養育する。支援者とつながり、家庭に支援を入れる。法人が家庭養育の営みを質的に担保するためバックアップする。それはどんなバックアップか。まだ検討が多く必要だとも思います。

この案のポジティブな側面に触れておきたいと思います。単に施設か里親かということではなくて、施設もまた家庭養育に関わっていくこと、以前からも内外の議論に出てきてはいるのですが、施設を運営する社会福祉法人が家庭養育の養育者を輩出していく可能性を探ること、今まで家庭養育を手がけたい施設関係者が何とか工夫して手がけてきた、あるいはしたいけれどもなかなかしにくかった家庭養育への回路を少し開けること。そういった側面があることを思いますと、画期的な取組案として示されたように思います。ただ、まだ検討の余地があると考えます。

さて、リモートで出席されている林委員にも少しご意見を伺います。お聞きくださった、資料4「里親・ファミリーホームと施設・社会福祉法人等との連携」の「4 施設職員型里親（仮称）の検討（案）」の部分ですが、林委員、お願いできますか。

○林委員 はい、ありがとうございます。

色々と言いたいことはあるのですが、頭がまとまらないというか。

優先順位からすると、この専門里親の拡充というのが先ではないかなと、個人的に思います。拡充というのはどういうことかという、あくまでも従来の里親を活用しつつ、経済的支援と、あと職業里親化ということを想定した、経済的な支援を含めた拡充ということです。

法人型のファミリーホームに象徴されるように、かなりグレーの、本拠地を、住居を構えるという捉え方も非常に多様ですし、昼間、例えば、子供がいない場合、施設職員として働くとなるとシフトに入るということになるとか、それが色々な形で影響を及ぼす部分もあるのではないかなとか、本当に危惧することもあるし、あるいは従来の地域型のグループホームとの財政的な支援ということも不透明で、一体これを施設が導入しようとするモチベーションは何なのかということ、どう考えられてるのかなとも思いました。

あと、乳幼児の委託率を上げるということが非常に重要な中で、乳幼児を含めたケアニーズの高いところだけではなくて、その委託率を上げていくということも考えると、里親の拡充ということをもまず考えるべきではないかなとも思います。

それから、4名のケアニーズの高い、例えば、これが高齢児ばかり4名となると本対応に苦慮されると思いますし、施設との連携というのはあらゆる里親にとって必要なことで、「施設職員型里親」だからということでもってそこに手を取られる。トラウマ治療なんかの本拠地として、本来的には児童養護施設がもっと全ての里親と連携していくということが望まれている中で、そこが手薄になっていくということも危惧するところです。

○横堀部会長　ありがとうございます。

では、フィードバックが可能な部分につきましては、お願いできますでしょうか。

○育成支援課長　林委員、ありがとうございます。

まず優先順位として、専門養育家庭、専門里親の拡充が先ではないかというところです。

これも、中間報告の中でも専門養育家庭のあり方というか、今後、拡充について検討課題と認識しておりますが、今回、事務局から具体の案をお示しするには至っておりません。国の制度でもありますので、専門養育家庭、専門里親という制度をどのようにすれば広げていけるのかというところ、自治体レベルではまず広報を拡充していくというところかなと思いますが、これは今後、専門養育家庭に限らず、一般の養育家庭も含めて、こういった施設、法人との連携による独自の仕組みだけではなくて、そもそもの裾野をどう広げていくかというところの課題にもつながるのかなとしてご意見を伺ったところです。

また、法人型ファミリーホーム自体もかなりグレーなところがあるのではないかと思います。まさにご指摘のとおりで、法人という雇用関係の中で24時間児童の養育をするというところを考えて、その勤務時間の考え方ですが、もともと法人型ファミリーホームという仕組み自体が様々な課題があると認識しているところではありますが、その中で何ができるかというところで、今回こういった課題もある中での検討というところではありますが、できるところから整理をしていきたいというところで、現状言えるところはそこまでというところになってしまいますが、申し上げておきたいと思います。

それからまた、グループホーム、地域小規模児童養護施設との関係で、施設にとってのモチベーション、何をインセンティブにしていくかというところは、法人型ファミリーホームと比べたときに、まさにそこがグループホームと比べて魅力がないというところで、逆の転換が起きてしまっているというところですので、「施設職員型里親」という制度を東京都として導入していくにあたっては、当然、施設、法人の職員に十分に聞いて、絵に描いた餅にならないように、財政的支援がどういった形であるべきかということも含めて、しっかり意見交換を施設側とも行っていきたいと考えているところです。

乳幼児の委託率を上げるというところに関しては、そもそもの「施設職員型里親」に限らず、広く専門養育家庭、また養育家庭をどう広げていくかというところで、最初のご意見と合わせて考えていきたいと認識しております。

また、施設の機能として、そもそもこの「施設職員型里親」に限らず、あらゆる里親にとって施設の機能として期待されるというところですが、施設職員型里親への支援ということだけではなくて、資料の中でも「4 施設職員型里親（仮称）の検討（案）」の図の中に○の3つ目に書いてありますとおり、当該職員だけでなく、「地域の里親・ファミリーホームに対しても、専門的支援などのバックアップを行う」というところは、現行制度の中でも里親支援専門相談員の役割としてありますし、また今後、フォスターリング機関、里親支援センターというところで考えたときにも、施設の機能として期待される場所ですので、そことセットで検討していきたいと考えているところです。

事務局から以上です。

○横堀部会長 ありがとうございます。林委員もありがとうございました。

家庭養育の形を施設、法人を活かしてどうつくるかですね。なかなか難しい点、要整理の点があります。皆様のご意見で今日はそれらを描いていただけたかなと思います。

かつてファミリーホームの制度が創設された際、家庭養育の制度ができたものの、「これは家庭養育と言えるのか」といったホームも各地で見受けられ、関係者間で議論にもなりました。私自身も働きかけ、国の実施要綱の一部改定や養育モデルの示し直しをしていただいた経緯もございます。ですので、子供たちのためにどういう養育を後押しし、家庭養育の文脈での形を都として用意していくのかに関し、今日は改めて議論が始まったことになるものと思いました。次回以降につながる意見交換であったと思いますので、以後も色々な観点で考えていただければと思います。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 資料を見させていただいて、4名定員のファミリーホームができれば、よりファミリーホームが拡大して、受ける子供が増えるのではないかなと、素朴に思ったところがあります。

地域小規模児童養護施設で定員が6名から4名で、私どもの児童養護施設でも4名でさせてもらっているのですが、やはり生活感が6名に対して4名は大きく違うなという

実感もあって、もしファミリーホームの東京都版で4名でも認めるというものができた  
らよいなと思ったところです。

「施設職員型里親」で、例えば、自分がやったときにどんなことができるかなとか思  
ったりしたのもあるのですが、しかし、給料ももらって里親手当ももらったら高額所得  
者になってしまって、ファミリーホームで一生懸命されてる人よりお金たくさんもらっ  
てしまったら悪いなと少し重荷にもなったら、その辺りの整合性はご検討いただきたい  
なと思いました。

あと、施設が里親をバックアップしたいなという思いはとてもあって、ファミリーソ  
ーシャルワーカーの国基準の3人目とか、心理職の3人目も地域の支援をしてよいと決  
まっているものがあったり、それだけではなくて何らかできることないかなと探り探り  
なのですが、やはり里親の情報を個人情報の観点で私たち児童養護施設が得ることもで  
きない状況があって、どのようにすれぱうまく持っている機能が活かせるかなみたいな  
ことは考えながらしているので、「施設職員型里親」だけではなくても、もしファミリ  
ーホームとか里親が、その家のポリシーとか思いがあって始められたことを尊重しな  
がら、何か一緒にできることはないかなということを探りながらしていきたいなという  
思いはあるので、活用していくようなことでご提案になっていくとよいなという願いが  
あります。

またどういう形、退職職員で里親になっている方はいらっしゃる ので、そういうイ  
メージをプラス在職でやったらどうなるかなとか、色々考えますので、またご相談させ  
ていただいてと思います。

○横堀部会長 ありがとうございます。

施設関係の皆様のご意見も集約して、またお届けいただければと思います。

何かフィードバックが必要な点がございましたでしょうか。

○育成支援課長 今後、まさに施設、法人と十分に意見交換してこの仕組みを検討してい  
く必要があると思いますので、東京都社会福祉協議会の児童部会ともしっかり意見交換  
しながら、現場の意見を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○横堀部会長 ありがとうございます。

国のファミリーホーム制度が5～6名定員であることにも都としての検討の難しさが  
あります。また、里親を想定すると夫婦の1人、あるいは2人とも働いている家庭も多  
くある中、養育者が施設職員でもあることの強みを活かせるスタイルはないかという模  
索でもあると思います。関係制度も併せて検討しながら次回に向かうほうがよいと改め  
て考えさせられました。色々な角度からご意見を頂戴しましたことに感謝いたします。

時間的なこともございまして、恐れ入りますが、続いて資料5「家庭養育推進に向け  
た施策・具体的取組」について、事務局からのご説明をお願いしたいと思います。

○家庭支援課長 はい。それでは、児童相談所における家庭養育推進に向けた取組につき  
まして、家庭支援課からご説明をさせていただきます。

まず、上段の「基本的な考え方」をご覧くださいと思います。

子供の最善の利益を実現するために、家庭養育優先の原則とパーマネンシーの保障に基づくケースマネジメントの徹底が重要であります。家庭での生活の維持に努めるということや、代替養育が必要な場合におきましても、できるだけ家庭と同様の環境での養育を検討していくということが必要であります。更に、代替養育の開始の後におきましても、その時点をもって方針を固定するというのではなく、家庭復帰や特別養子縁組などを含めたパーマネンシーの保障を見据えた支援方針を早期に検討、そして継続的に検討していくことが重要であります。

こうした取組を実効的に進めていくために、各児童相談所におきまして、社会的養護に関する専門性を有する、これは仮称になりますが、「家庭養育推進チーム」の設置を検討していきたいと考えております。

下段になりますが、このチームの役割になります。

この「家庭養育推進チーム」におきましては、まずは地区担当の児童福祉司と伴走しまして、パーマネンシーの保障を徹底するための個別プランの作成を支援していきます。そして、必要な子供につきましては、例えば、乳児院に入所した後、特に満年齢の子供につきましては、家庭養育への措置変更、あとは施設入所中に子供の家庭復帰あるいは家庭養育の移行を検討する、この徹底につきましては、「家庭養育推進チーム」が組織的に進行管理、そして方針検討に関わることによりまして、パーマネンシーの保障への取組を支援、後押ししていきたいと考えております。

次の2ページをおめくりください。

まず、「家庭養育推進チーム」の設置と併せまして、児童相談所全体として、以下のことについて取り組んでいきたいと考えております。

まず1つ目になりますが、「家庭養育推進のケースマネジメント強化」になります。

援助方針の検討に際して活用できるフローチャートを作成いたしまして、ケース検討及び進行管理に活用していきたいと考えております。本日フローチャートはお示しできていないのですが、イメージといたしましては、例えば、親子分離した後に家庭復帰ができるか、それが難しい場合には親族養育ができるか、それが難しい場合には特別養子縁組であったり養育家庭であると、そのような各過程につきまして、それが実現可能かどうかということを、しっかりとフローチャートに基づいて検討していくというようなイメージとなっております。施設措置した後におきましても、進行管理の場面などにおきまして、家庭養育への切替えの可能性についても定期的に検討するようなフローとしていきたいと考えております。

先に次の3ページをご覧くださいと思います。

これはフローチャートではないのですが、フローチャートを活用した流れのイメージとなっております。左側が現在やっていること、右側がフローチャートを活用したイメージとなっております。具体的には、児童相談所内の各会議体におきまして方針を検討

する際に、今申し上げました家庭養育の可能性、親族養育であったり、特別養子縁組、養育家庭を網羅的に検討できるようなフローチャートを使って検討していきます。目標設定をする際に、例えば、施設入所になった場合におきまして、並行して代替目標も併せて設定していくということを想定しております。

そして、少し下にフローが流れまして、施設に措置になった後におきまして、このフローチャートを活用しまして、進行管理におきまして早期に家庭養育の切替えが可能かどうかということを常に検討していくというようなイメージとなっております。

前の2ページにお戻りいただければと思います。

こうしたフローチャートにつきまして、令和8年度中に一部の児童相談所で試行的に活用して、現場でこのフローチャートが実践的に使えるかどうかということをバージョンアップしながら、令和9年度は全児童相談所で使えるようにしていきたいと考えております。

続きまして、真ん中の「特別養子縁組に関する取組の推進」についてでございます。

まず、児童相談所長による特別養子適格の確認の申立てにつきまして、これまでの承認事例や申立てを検討した事例の分析を行い、申立てに至るまでの過程の判断、考え方を整理していきたいと考えております。

具体的には、通告や相談から始まりまして、養親による申立て、あるいは児童相談所長による申立てといった流れにおきまして、それぞれの段階において判断のポイントや留意点を明確にすることにより、現場における判断の一助、参考にしてもらうような考え方を整理したいと考えております。

4ページが参考資料となっております。

左側が現在の申立ての流れとなっております、右側の赤い部分になりますが現に各児童相談所が、例えば、実親の同意が不明などの場合にはこの申立てを行っていくかどうかはそれぞれ鋭意判断、検討しておりますが、この考え方につきまして、先ほど申し上げましたように、これまでの事例などを踏まえまして整理して、これを児童相談所間で共有したいと考えております。

また元の2ページに戻りまして、1番下になります「養育家庭についての実親への理解促進」についてであります。

里親委託に対して、特に養育家庭もそうですが、実親が不安、そしてときには抵抗なども抱く場合もあるかと思えます。養育家庭に関するリーフレットを作成しまして、制度の趣旨や支援の内容について分かりやすく説明したいと考えております。

具体的には、今アップしているこちらの左側のように実際リーフレットは既に存在するのですが、新しいリーフレットにおきましては、子供にとって家庭養育が重要であるということに加えて、実親の存在も引き続き大切であるということであったり、あるいは面会交流を通じて関係性が維持することなどを丁寧に示すことによりまして、実

親の理解と安心をいただきながら、共同養育の考え方も伝えるなどを目的としたようなリーフレットとしていきたいと考えております。

このような3つの柱などによりまして、家庭養育の推進に向けた具体的な取組を進めていきたいと考えております。

家庭支援課からの説明は以上となります。

○横堀部会長 どうもありがとうございました。

資料5「家庭養育推進に向けた施策・具体的取組」の内容についてのご説明を受け委員の皆様からご意見、ご質問などをお願いします。いかがでしょうか。

家庭養育推進に向けた施策の中で、児童相談所が関係機関とケースマネジメントを徹底して進めていく流れをより確実にするための体制強化、機能の充実を目指す案でありました。本日はフローチャートは出ていませんが、概略を示され、今後向かっていきたい取組の方向性についてお話しいただいたかと思います。

いかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員 3ページの参考資料①の「フローチャートを活用した流れのイメージ」のところの口頭のご説明がありがたかったなと思ったのが、「目的設定時に、施設等への措置がやむを得ない場合でも」をきちんと言い直していただいていて、「施設入所になってもなお」というような言い方で言っていたいてありがとうございます。施設に来ることがやむを得ない状態で来ているというような捉えは、やはり子供にとって申し訳ないなと思うので、気になった言葉でした。

あと、私どもの児童養護施設にも里親に委託するまでの間、施設でアセスメントのために見てくださいという子も来たりするのですが、なかなかその後が進まなくて、見合った里親がいらっしゃらなくてというケースも、進行管理が、施設に来たあとでもその子が然るべきところに行くための準備を、施設で何をするかとか、そういったことが展開できると本当によいなと思っています。この子は1年くらいいるかもみたいな子が何人かいたりすると、次へのステップとして施設での暮らしが必要だということで、私たち児童養護施設が取り組めることもあると思うので、そういった形で流れがきちんとできていくとよいなと思ったので、意見というか、思いをお伝えしました。

○横堀部会長 ありがとうございます。

何かフィードバックのコメントがございましたら、お願いいたします。

○家庭支援課長 どうもありがとうございました。

地区の児童福祉司におきましても、施設入所した後も適時家庭復帰であったり、あるいは措置変更ができるか、家庭養育に近いような形で措置変更できるかというのは考えてはいるのですが、ここで家庭養育のチームが設置されることによりまして、児童福祉司だけではなくてチームで施設入所した後も継続的に切替えができるか否かということ

を進行管理して伴走していくというようなイメージになっておりますので、従前からやっていることではあるのですが、より組織的に進められたらと考えております。

ご意見ありがとうございます。

○横堀部会長 ありがとうございます。

そのほかの委員の方、いかがでしょうか。

堀口委員、お願いします。

○堀口委員 「家庭養育推進チーム」のことについてお伺いしたいのですが、家庭復帰と言われる人が家庭復帰を専門に地区の担当と一緒に伴走してるかなと思いますが、これがチームになって人数が増えたみたいなの、そういうイメージなのでしょうか。

○家庭支援課長 具体的なチームの構成員というのが明確に今あるわけではないのですが、今おっしゃっていただいたように、家庭復帰の司もこのチームの中に入ってもらって、一緒に家庭復帰であったり、その後の措置変更等についてもチームの中で一緒に進行管理していただくようなイメージとなっております。

○横堀部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかの委員の方々はいかがでしょう。長田委員、お願いします。

○長田委員 質問がいくつかあります。

まず、まだ体制はどれぐらいか想定がないということでしたが、どれぐらいの想定メンバー構成を考えられているのかという部分と、乳児院ですと一時保護委託で入ってくる子供がとても多い現状の中で、一時保護の子供たちもこういった支援の対象となるのかということもご検討いただければなと思いました。

「基本的な考え方」のところで、「予防的支援により家庭での生活の維持に努めるとともに」というところは、非常に大事だなと思っていますので、その部分から伴走してくださるところは、地区担当の児童福祉司たちもとても丁寧にやってくださるのですが、様々な対応の中で限界もあるかと思うので、そこのサポートをしてくださるチームというイメージなのかなという部分と、一方でパンフレット等、実親に対しての養育家庭の理解が深まるようなリーフレット作成ということもありましたが、里親担当の児童福祉司のこれからの想定というか役割をどのように考えておられるかをまた教えていただければと思います。

○横堀部会長 ありがとうございます。

ご回答いただけますでしょうか。

○家庭支援課長 ありがとうございます。

まず1点目のチームの構成ですが、具体的に何人というのが今決まっているわけではないのですが、1つ重要なことはこの「家庭養育推進チーム」を設置したとしましても、もともとの地区担当が居る、東京都でいうと相談援助課になりますが、常に連携しながらやっていくということで、そこは一体的に動いていくものだと考えております。

一時保護委託も含めてこのチームが実際関わっていくかという整理はまだできていないのですが、特に今課題だなと思っていることが、先ほどもご意見を頂戴いたしましたように、施設に入った後の切替のタイミングであるという辺りが、なかなか進行管理が十分でないという部分もありますので、そういったことをより重点的にやっていきたいとは考えておりますが、今お話しいただいたような一時保護委託についてもやっていくかどうかということは、そういったご意見も踏まえてこれから検討していくものだと考えております。

最後のリーフレットの件もございましたが、これもチームメンバーがまだ構成ができていないのですが、家庭復帰司だけではなくて里親の担当も、場合によってはこのチームのメンバーの中か、連携しながらかになります、一緒になってやっていくものだと考えているところです。

○横堀部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。また林委員にも一言ご意見をお願いしたくなってきたのですが、お願いできますか。

○林委員 ありがとうございます。

パーマネンシー保障に向けてこういう「家庭養育推進チーム」をつくって、そしてそのプランを具体化していく。非常に重要な視点とは思いますが、ここに時間軸みたいなものも必要ではないかと思うのです。時間軸というのは子供の発達年齢によって変わってくると思うのですが、タームがないことによって結局施設入所が長期化していくという子供が多いと思うので、こういうパーマネンシーを限られた期限の中で行っていくという、ある程度のタイムフレームは必要かなということが1点目です。

中間報告の表現は「ソーシャルワーク」という言葉に統一されていたと思うのですが、ここで「ケースマネジメント」という言葉は、おそらく、社会的養育の推進計画の項目の中が「ケースマネジメント」で、個人的には、これはなぜケースマネジメントに限定しているのだというような思いもあって。東京都の場合は、中間報告を「ソーシャルワーク」という言葉で統一されていたと思うので、2つ「ケースマネジメント」という文言が出てくるわけですが、広く捉えてそもそもケースマネジメントに限定しないソーシャルワーク実践とは何かということをより明確にさせていただけたらということ。

あと、「特別養子縁組に関する取組の推進」のほうは、新生児委託なんかだとやはり別かなという、特別養子縁組という意味を確定する以前の、生みの親家族を含めた親族養育の可能性であるとか、そういう会議体というか、グループミーティングのようなものは、民間あっせん機関含めて今必須にはなっていると思うので、その意思決定の手順に、当事者がどこにどう含まれるのかという視点も必要かなと思いました。

あと、「児童相談所長による特別養子適格の確認の申立て」は、東京都の場合は民間あっせん機関が5施設ありますので、民間あっせん機関もかなり意思があやふやな実親もいたりして、児童相談所長の申立てと児童相談所と連携したいところもあるかと思

ますので、そういうところも視野に入れてフローチャートをつくっていただけたらなとも思いました。

○横堀部会長 ありがとうございます。

何か一言いただけますか。

○家庭支援課長 ありがとうございます。

1点目については、「代替プラン」というのを言葉として出させていただきましたが、例えば、家庭復帰という目標を当初設定いたしましてそこが具体的にいついつまでということがより少し明確になるように、例えば、1年半とか2年ぐらい色々検討した上で、なかなかそこが難しい場合には、代替プランとして次にいつ次のことを検討するかというようなことをより明確にしていく、そういった代替プランを検討していこうということも考えておりますので、その辺りもまた今度のときに少しご説明できればと考えております。

「ケースマネジメント」と「ソーシャルワーク」の言葉遣いにつきましては、ご指摘ありがとうございます。その辺りは整理をさせていただければと思います。

あと、フローチャートについてのご意見もありがとうございます。特に当事者の視点ということにつきましては、確におっしゃるとおりですので、その辺りはきちんとフローチャートにどのように落とし込めるか整理していきたいと考えております。

ご意見ありがとうございます。

○横堀部会長 ありがとうございます。

それでは、渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員 既にもう回答いただいたので大丈夫です。

当事者支援のところがどのタイミングでいつ入るのが非常に気がかりで、林委員がおっしゃったところが、私もちょうど言おうとしていたところだったので、非常にありがたいなと思っています。

もし可能であれば、このテキストの中に、子供の声を聞きながらとか子供主体になってとか子供主体であってとかというような言葉が入るとよいのではないかなとも思っている次第です。

○横堀部会長 ありがとうございます。今後の内容に反映していただけたらと思います。

そのほかの委員の方はよろしいでしょうか。

それでは、私から最後に少し、お伝えしたいと思います。

林委員から先ほど、今後「ケースマネジメント」という表現にとどまらず、限定されない「ソーシャルワーク」実践を用いる方向でと言われた部分がありました。

この部分ですが、社会的養育推進計画の後期計画の策定要領に家庭養育優先原則やパーマネンシー保障の理念に基づく「ケースマネジメント」の体制構築が検討の柱として入っていたことに由来すると思います。また、様々な意味でモデルといえそうな他自治体での実践が既に報告されている中に「ケースマネジメント」の用語が出てきます。用

語の使用も含め、都として何をどこからどこまで含む意味で「ケースマネジメントの取組のこれから」を描き出すのか、この機会に検討していただければと思います。

パーマネンシー保障という概念については皆様とともに、国によって示されているその内容や優先順位を確認した後に、令和7年度の専門部会の議論をすすめてきました。また、家庭養育推進にあたってのフローチャートですが、親子分離が必要な子供であるというまず大前提のアセスメントがあって、その後どうするかから始まっていく過程と理解はしています。ただ、林委員が先ほど触れてくださったように、親族による養育を徹底的に1度検討してみることは大事であると思います。パーマネンシー保障の大きな概念をバックに起きますと、まず、子供を実の親と、そして住んできた地域と極力離さないようにするにはどうするか、離さざるを得ない場合に段階的にどう進めていくかが重点的な検討事項にあがってくると思います。親子分離かつ地域からの分離を要する子供のための社会的養護は、従来、保護者と子供とが完全に分離し、離れて過ごすスタイルがどうしてもスタンダードであったかと思います。ですが、色々な地域の自治体の実践を見てみますと、柔軟なソーシャルワークも行われています。里親やファミリーホームと実親が大いに交流したり、一緒に協働養育をしたりというケースもあります。あくまでも可能なケースに限りませんがそんな取組を大いに進めたり、そういうことができる里親やファミリーホーム関係者を育てたりする。子供とともに生活する養育者の力も借りながら、養育者とも協働で児童相談所が子供・家族支援を手がけていくということも考えられるでしょうか。ケースによってはこのような取組がすでにあることも述べておきたいと思います。きょうどう、行政用語では「共に同じ」表記かもしれませんが、協力の協に働くの「協働」の意味合いを概念として入れますと、より柔軟性を持って、実親と共にというスタンスが生まれてくるのではないかと思うわけです。以後、家庭復帰の後も、どのように家庭をバックアップし続けながらケアから離れた後の安定も保障していけるのか、一部分でなく一連の流れをつなげていく必要があります。ということで、このフローチャートのどこからどこまでがそれらへの応答になっていくだろうと思いつながらこの部分について伺いました。次回以降の資料の中でフローチャートの実際について示していただければと思いますので、この機会に、やはりこちらも、できることから整理・検討をしていただければと願う次第です。どうもありがとうございました。

それでは、皆様、色々言い残しもあるかと思うのですが、ここまで聞いてくださいました新保副部会長と大竹オブザーバーのお二人にも一言ずつ頂戴できればと思います。新保副部会長からお願いできますか。

○新保副部会長 ありがとうございます。

今回は「施設職員型里親」という言葉と「家庭養育推進チーム」というものが同じ部会で出てきたことが、私自身印象深いです。

「家庭養育推進チーム」というものが出てきた背景は、どうやって家庭養育を進めるのかという視点から、児童相談所の視点からそれを進めていこうというような視点だと

思います。その過程で「施設職員型里親」というのが出てきたというのは、専門里親に近い能力を持たれた方、もしくはそれを上回るような能力を持たれた方が、里親のメンバーの中に入っていただくことがプラスになると、きっと皆さんたちお考えになられたのかなと私は思いました。

というのは、私自身も専門里親の仕組みを考えていくプロセスに参加させていただいたことがあって、最初に頭に浮かんだのが、今回の「施設職員型里親」にかなり近いイメージでした。児童養護施設や児童自立支援施設の仕組みで働いていらっしゃる方であれば、15歳から18歳くらいの人たちに対して、その自立支援を里親的な場面で対応できるのではないかなというイメージを持ったことがその背景にありました。

そのように考えるとするならば、専門里親のことを少し意識して「施設職員型里親」というものをつくるのは妥当ではないかなという気が私はします。というのは、専門里親が非常に不足しているという状態にあるから、それを補うという意味で必要かなと思います。

一方で、今回ご提示いただいた「施設職員型里親」は、ファミリーホームをかなり意識し過ぎているのではないかなと思います。私自身はもう少し通常の里親に近いような仕組みに持っていったほうが、この「施設職員型里親」は活きるのではないかなと思います。

例えば、何人かの方がおっしゃっておられましたが、受託児童数、3名から4名を受託義務とするというのは、これは私はきついかと思います。これは左側と同じように1、2名を中心ぐらいにしてよいのではないかな。財源論としてきつくなることは確かですが、かなりケアニーズの高い児童たちのことをイメージすると、1、2名中心としていただいて、上限4名までぐらいでよいのではないかなという気がいたします。そしてケアニーズの高い児童ということで対象児童を置いた上で、難しいケースについて扱っていただくということを主としたらいかがではないかなと思います。

それを考えるにあたっては、もう一方で、今日出てきた「家庭養育推進チーム」のメンバーで、具体的にどういうケースに対応していただける里親が必要なのかということ、もう既に児童相談所が担っている既存のデータからシミュレーションしてみることが必要ではないかなと思います。

私自身が予想すると、専門里親が妥当なのだけれども、それが不足していて、ほかのサービスを受けている子供たちがいるのではないかなと想像します。しかし、これは私には証明のしようがないので、イメージだけの話です。

ですので、次回の部会に向けて、「家庭養育推進チーム」のほうから見てどのような里親が必要なのか、そしてそれはファミリーホームや通常の里親とどう違うのかということ意識しながらご検討いただければありがたいなと感じました。

○横堀部会長 どうもありがとうございました。いくつか問いとご意見、ご提案などいただいたかと思います。

それでは、大竹オブザーバーからもお願いできますか。

○大竹委員 はい、大竹です。

私のところは感想ベースになってしまうかもしれませんが、そもそもこの専門部会が設置されたというところで行くと、これはまさに東京都は委託率が大変低い、この委託率をどう向上させていくかというところがスタートにあったと思われます。

そのような中であって、本日、「家庭養育推進チーム」ということの中を見たときに、やはり社会的養護であるとか里親制度を正しく理解していただくというところにおいて、まずは里親自身にも自分たちが社会的養護の一翼を担っているという、この社会的というところをしっかりと改めて認識していただくというところと、実親にとっても、同意が得られないということの一方には、やはり自分の子供を取られてしまうというような不安があるから、施設ならよいけどというところがある。そういう意味では、この里親制度、社会的養護というような意味合いが、先ほど「家庭養育推進チーム」のパンフレット等にもあったように、実親にも社会的養護、里親というものがこういう意味合いがあるのだというところで、共にというところをしっかりと理解していただくことによって、同意が得られやすいとなっていくのではないかなというところと、以前にもお話があったように、児童相談所の児童福祉司の方々に、実親に会うときや子供に会うとき、改めてこの里親制度ということをしっかりと理解していただく。研修をとというような話もあったと思うのですが、そういった意味では、この児童福祉司の方々に正しい理解をしていただく。そして、やはり東京都の都民の方々に、社会に、この里親制度を正しく理解していただくというようなことが、改めて大事なのではないかな。

そういう意味合いでは、この「家庭養育推進チーム」を立ち上げるということで、これらを正しく理解していただくための1つの大きな力になるのではないかなというようなことを改めて思いました。

「施設職員型里親」ということがありましたが、今日の議論で色々とまだまだ詰めなければいけないというところがある。ただ、こういったことでは、東京都ならでは、東京都型のモデルとして全国に発信するというような意味合いで、里親制度が推進できる1つのモデルとなるように、これからこの部会の中においても、あと何回かしかありませんが、しっかりと詰めて、何か提唱できるとよいのではないかなと思ったというところでは。

あと、最後ですが、これは情報提供ということで、宇都宮市が里親ショートステイ事業を令和8年度からスタートするというところで、ショートステイは県内の児童養護施設に各市町村が契約して枠を取っているわけですが、これはこの東京都においてもそうですが、児童養護施設にショートステイされると学校に行けない。短い期間ではあるけれどもそういったことがあるというところで、元の生活圏近くでということで、宇都宮市が宇都宮市内の里親に、これは里親会のほうに推薦をしていただいて、宇都宮市は人口50万人ぐらいなのですが、その中で6家庭が里親として里親会から推薦されてきて、

この6家庭に今後、里親ショートステイ事業ということで、ショートステイで最長で7日間ということですが、この里親のところを利用して生活が継続できるようなことに取り組んでいくというのが、地元紙に紹介されていたというところで行くと、里親の活用というところ、地域社会の理解というようなところにも、こういった宇都宮市の取組なども参考になるのかなと思ったということで、情報提供でお話しさせていただきました。

○横堀部会長 どうもありがとうございました。情報提供もいただきました。

それでは、時間もまいりましたので、本日の審議は以上とさせていただきます。

事務局の皆様におかれましては、本日また多くの意見や確認事項などが出ましたので、引き続き今後の取組のあり方を具体的にご検討いただけたらと思います。

それでは、事務局から今後の予定など連絡事項をお願いできればと思います。

○育成支援課長 はい。今後の予定ですが、冒頭ご説明いたしましたとおり、第7回から第9回まで、あと3回の部会で議論を重ねていただきまして、最終報告案を取りまとめの上、本委員会にて報告したいと考えております。

次回以降の部会日程につきましては、今後、委員の皆様と調整の上決定させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○横堀部会長 ありがとうございます。皆様の進行へのご協力に感謝をお伝えします。

それでは、本日の第6回専門部会はこれで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会